



2018年2月26日

各位

会社名 株式会社 ホットリンク
代表者名 代表取締役社長 内山幸樹
(コード番号: 3680 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員CFO 山田真澄
(TEL. 03-6261-6931)

**第三者割当てによる第19回新株予約権
(行使価額修正条項及び行使許可条項付)の発行に関するお知らせ**

当社は、2018年2月26日開催の取締役会において、以下の通り、第三者割当てによる第19回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行を決議しましたので、お知らせ致します。

記

1. 募集の概要

(1) 割当日	2018年3月14日
(2) 発行新株予約権数	24,461個
(3) 発行価額	総額 18,345,750円 (本新株予約権1個当たり750円)
(4) 当該発行による潜在株式数	2,446,100株(本新株予約権1個につき100株) 本新株予約権については、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に記載の通り行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 本新株予約権に係る下限行使価額は487円ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は2,446,100株です。
(5) 調達資金の額	1,712,362,682円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 695円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」といいます。)の直前取引日の当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法によります。
(8) 割当予定先	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社
(9) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、本新株予約権に関する第三者割当て契約(以下「本第三者割当て契約」といいます。)を締結する予定です。本第三者割当て契約において、割当予定先は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使

	許可に示された 60 取引日を超えない特定の期間において、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる旨定められます。割当予定先は、本第三者割当て契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。
--	---

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) ソーシャル・ビッグデータを活用したマーケティング支援事業に関して

当社グループは「ビッグデータ×ソーシャル×クラウド」を事業コンセプトとし、ソーシャル・ビッグデータを活用する SaaS ツールを提供する SaaS 事業及びソーシャル・ビッグデータを活用する他のプレイヤーに対して、ソーシャル・ビッグデータや、その解析エンジンを供給するソリューション事業の 2 つの事業を展開しております。

そして、SNS と呼ばれる Twitter、Facebook 等のソーシャルメディアが社会に広く普及したことや、スマートフォン、タブレット端末等の普及によりソーシャルメディアの活用時間が増加する中で、当社を取り巻く環境においては、企業のマーケティング活動及び販売促進活動におけるソーシャルメディア活用の重要性は益々高まっております。

ソーシャルメディアにまつわる業界は、「データ保有プレイヤー」、「データ流通プレイヤー」及び「データ活用プレイヤー」の 3 つのプレイヤーによって構成されております。以下に、国内視点及びグローバル視点双方において主要なプレイヤーを例示します。

<ソーシャル・ビッグデータ市場を形成する 3 つのプレイヤー>

- ① ソーシャル・ビッグデータを保有する「データ保有プレイヤー」
Twitter、Facebook、Foursquare、新浪微博など
- ② ソーシャル・ビッグデータの収集・加工・流通を担う「データ流通プレイヤー」
Effyis, Inc. (当社米国子会社)、DataSift、Gnip など
- ③ ソーシャル・ビッグデータの分析ツールやリスクモニタリングツールを企業へ提供する「データ活用プレイヤー」(IT ベンダー)
ホットリンク (当社)、セールスフォース・ドットコム社、IBM、Oracle、SAP など

このうち、「データ活用プレイヤー」が扱うソーシャル・ビッグデータの分析ツールは、上記業界環境を背景に、顧客インサイトの発掘及び潜在市場の特定等のマーケティング戦略並びに様々なビジネス分析に用いられるようになってきているのが現状です。

現在、ソーシャル・ビッグデータ市場における需要は、従来のビッグデータ分析ツールの販売から、知見や経験を基に SNS を活用したマーケティング支援事業やビッグデータ活用コンサルティング事業へと変化しており、そのような一連の事業が全て可能である当社への市場の期待と需要は大きく増加してきていると認識しております。

一方で、ソーシャル・ビッグデータの経営戦略への活用において先行している米国の大手企業では、要となるデータ分析の専門スキルを持った人材を潤沢に保有していますが、ソーシャル・ビッグデータ活用が米国のように進んでいない日本においては、企業がデータ活用を進める上で、データドリブン (注) な意思決定が行える文化の欠如や、実際にデータ分析が行える人材の絶対数が不足していることなどが課題として挙げられております。

当社は、ソーシャル・ビッグデータ活用が日本の経営の場により定着していくためには、当社のみならず、IT 関連業界さらには国家としてソーシャル・ビッグデータ活用人材の育成に資する施策を将来的に講じてい

本リリースは、本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

く必要があると考えております。

(注) 「データドリブン」とは、ソーシャル・ビッグデータの分析によって得られた結果に基づき次のアクションを決定することです。

上記のような業界の現状を背景に、当社としては、当社が継続して成長をしていく上で、高いスキルを持った人材の確保と従業員の育成が重要な課題と認識しており、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の「人材確保(採用)・育成に係る費用」に関する資金需要が高まっております。

(2) 当社のこれまでの取り組み

当社は、国内事業において、「データ活用プレイヤー」として、ソーシャル・ビッグデータ活用を行う企業へ分析ツール(サービス名「クチコミ@係長」)やリスクモニタリングツール(サービス名「e-mining」)を販売しているほか、企業のマーケティング支援を担う企業へ分析ツールのOEM供給をしております。「クチコミ@係長」及び「e-mining」は当社の主力製品であり、昨年には新たにこれらの製品のAI機能をより高度化させたものを搭載した、Instagram対応の「BuzzSpreader」もリリース致しました。

また、海外事業では、2015年1月に米国の大手データ流通プレイヤーである、Effyis, Inc.を買収し、ソーシャル・ビッグデータのデータ取扱量では世界屈指の企業となりました。

Effyis, Inc.は、世界中のブログ、掲示板、Q&Aサイト及びレビューサイト等のソーシャルメディアデータを収集・加工・流通しており、また、世界で唯一、中国の大手ソーシャルメディアの中国国外へのデータ販売ライセンスを取得しております。昨年度には、米国内SNS大手のReddit, Inc.との業務提携も行い、世界で唯一Redditデータの流通権利を獲得しております。

(3) 現状の経営課題及び成長戦略

当社の主力事業であるSaaS事業において、「クチコミ@係長」及び「e-mining」のツール販売は足許堅調に推移してはいるものの、上記の業界環境の通り、業界環境の変化に伴う需要増加は、利用者側の使用頻度やデータ分析の熟練度等のリテラシー不足、人材の絶対数の不足等により限定的となっております。

また、昨今ではソーシャル・ビッグデータの分析を主事業として取り扱う事業者も増加し、流通するビッグデータ自体の価値も高騰してきているため、事業の成長率が低くなってきている状況です。そのため、現在の主力事業を強化・維持しつつ、次なる主力事業を立ち上げることが、当社における今後の課題となっております。当社は、現在、かかる課題解決に向けて、以下の二点を中長期的な成長戦略として掲げ、重点的に取り組んでおります。

I. AI(人工知能)を活用した分析ツール事業の強化

当社は、企業のソーシャル・ビッグデータ解析をサポートする分析ツールにおいて、2005年のブログ分析ツールの開発より、業界内でいち早く機械学習等のAI技術をツールに組み込むことで市場優位性を図ってきました。しかしながら、従来のAI技術だけでは、顧客が求める期待と現実の性能とのギャップが存在しており、企業経営の改善や課題解決に資するためには、長年の研究開発を通じて得た知見とディープラーニング等の最先端のAI技術を融合させたツールやシステムの開発が必須であると考えております。

当社では、世界的に引用される国際論文を発表するなど日本のAI学会をリードするメンバーが所属するR&Dチームが長年研究を重ねてきており、今後開発するツールやシステムに関しては、最先端のAI技術を搭載し、顧客への価値向上に努めてまいります。

II. クロスバウンドマーケティング領域における新製品・サービスの拡充と拡販

当社は、当社の次の主力事業となる事業を立ち上げるために、インバウンドとアウトバウンドを含めたクロスバウンドマーケティング領域における新製品・サービスの拡充と拡販を推進していく方針です。具体的には、「外国人や外国人観光客の購買力を引き寄せるにはどのようなマーケティング戦略を展開すればよいか」という課題について、これまではレポートサービスを提供してまいりましたが、今後はレポートサービスに留まらず、クライアントの販売促進に直接繋がるプロモーションサービスの拡充・拡販に注力

していく方針です。

さらに、国内事業で培った AI 技術をクロスバウンドマーケティング領域へ適用し、更なる付加価値の増大に努めてまいります。

このような当社の現状の経営課題及び成長戦略を踏まえ、当社としては、現在の主力事業であるソーシャル・ビッグデータ活用支援領域の強化及び今後の注力事業であるマーケティング支援領域の製品ラインナップ・サービスの拡充を目的とした M&A・資本業務提携を推進していく予定であります。将来のかかる資金需要に対して機動的な資金拠出を実施できるよう、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の「将来の M&A・資本業務提携等の戦略投資に係る資金」に関する資金需要が生じております。

（4）資金調達の目的

上記のような当社を取り巻く状況等を踏まえ、当社が企業としての成長と企業価値の増大を継続するためには成長戦略を着実に遂行する必要があると考えており、今回の資金調達は下記の目的をもって実施致します。

① 人材確保（採用）・育成への投資

当社の属する IT 関連業界における技術革新は目まぐるしく、競争力を維持し、企業としての成長を加速させるためには、市場の変化に柔軟に対応し得る体制の構築及び市場の革新をリードする人材の確保が不可欠であると考えております。新たな技術の開発や知識の習得を目的とした共同研究についても積極的に取り組んでおりますが、今後は競争力のある優秀な人材の確保・当社従業員の育成を目指し、採用活動や研修活動に対し更に積極的に投資を行う方針です。

② 将来の M&A 及び資本・業務提携に必要な資金の調達

中国・東南アジア諸国におけるデータ販売権取得・データ収集力の拡大のための企業買収・業務提携

当社は、ソーシャル・ビッグデータを中国や東南アジア諸国などから調達することにより、データ分析できるデータ種類を拡充することにより、東南アジアや中国などへの販路拡大などの進出を希望する世界中の企業向けマーケティングの支援拡大を図っていけるよう、現地の企業買収や業務提携を積極的に進めてまいります。

なお、これらは現在、ビッグデータ活用プレイヤーがマーケティング支援領域にシフトしていることを背景に、より顧客ニーズに応えるべく、グローバルな SNS マーケティング分野を得意としている複数社の企業との提携を模索しております。

またそのために必要となる支援ツールの基盤となるシステムに関して、当該国内での優秀な開発エンジニアなどの確保及び日本国内における開発エンジニアの人材不足を補完するための、業務提携や資本提携も模索してまいります。

なお、2016年1月13日に行った第三者割当により発行された第18回新株予約権の募集によって調達した資金のうち、中国・東南アジア諸国におけるデータ販売権取得・データ収集力の拡大のための企業買収・業務提携・システム開発費 360 百万円は、主にインバウンド、アウトバウンド事業に資する各ソーシャルメディア（メッセージングサービス、動画サイト、掲示板等を運営する企業）を流通させる企業の買収資金として調達したものであり、現在もこれらデータ流通プレイヤーとの協議は引き続き継続してまいります。

③ 財務体質の強化

当社が今後成長戦略を確実に実行し、継続的な成長を実現するためには、更なる財務基盤の強化及び財務柔軟性の確保が重要であると認識しております。今後の成長戦略の遂行に際し、今回の資金調達による金融機関への借入金の返済を契機に、今後は機動的に資金調達できる体制を整えてまいります。

なお、弊社の金融機関の借入金のほとんどは、2015年1月21日に買収を完了致しました Effyis, Inc. の買収資金であり、本件による借入金の返済後の借入金総額の残高は 570 百万円となります。

Effyis, Inc の買収資金の支払い方法の経緯につきましては、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途 ③米国子会社の買収に係る金融機関からの短期借入金の一部の返

済」をご参照ください。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組み（以下「本スキーム」といいます。）となっております。本新株予約権の行使価額は、修正日の直前取引日の当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることはありません。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本第三者割当て契約を締結致します。割当予定先は、本第三者割当て契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書（以下「行使許可申請書」といいます。）を提出し、これに対し当社が書面（以下「行使許可書」といいます。）により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書に示された最長60取引日の期間（以下「行使許可期間」といいます。）に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。また、割当予定先は、何度でも行使許可の申請を行うことができますが、当該申請の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき本新株予約権の行使を行うことが可能である場合には、行使許可の申請を行うことはできません。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは、当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断致します。

また、当社は行使許可を行った後、行使許可期間中に、当該行使許可を取り消す旨を割当先に通知することができます。この場合、通知の翌取引日から、割当先は当該行使許可に基づき本新株予約権を行使することができません。

なお、当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、行使許可期間（行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合はその時点までの期間）を除き、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。

(2) 資金調達方法の選択理由

本スキームは、当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるという特徴をもっており、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら、自己資本を増強することが可能となる手法です。

当社は、今回の資金調達に際し、以下の「（本スキームの特徴）」及び「（他の資金調達方法との比較）」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定致しました。

（本スキームの特徴）

〔メリット〕

- ① 当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。
- ② 本新株予約権の行使価額は、修正日の直前取引日の当社普通株式の終値の91%に相当する金額に修正されるため、株価変動に応じて機動的な資金調達が可能となります。なお、本新株予約権の下限行使価額は487円に設定されており、行使価額の下修正には歯止めが掛かる仕組みとなっております。

本リリースは、本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式数は2,446,100株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的です。
- ④ 将来的に本新株予約権による資金調達の実現性がなくなった場合、又は代替的な資金調達手法が確保できた場合等には、当社の選択により、行使許可期間（行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合はその時点までの期間）を除き、いつでも残存する本新株予約権を発行価額と同額で取得することが可能であり、資本政策の柔軟性が確保されています。
- ⑤ 本新株予約権による調達金額は資本となるため、財務健全性指標が上昇します。

[留意点]

- ① 本スキームは、当社の行使許可のもと、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って資金調達がなされる仕組みであり、資金調達の進捗について以下の留意点があります。
 - (ア) 株価が本新株予約権の下限行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、事実上資金調達ができない仕組みとなっております。
 - (イ) 株価が下限行使価額を上回って推移している場合でも、市場出来高の水準に応じて、全ての本新株予約権の行使が完了するまでは一定の期間が必要となります。
 - (ウ) 当社から割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、株価が行使価額を超えている場合でも、割当予定先が行使をしない限り資金調達ができない仕組みとなっております。
 - (エ) 一時に資金調達することはできず、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。
- ② 割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定であるため、割当予定先による当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。
- ② 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でない判断致しました。
- ③ 第三者割当てによる新株発行は即時の資金調達の有効な方法となりえますが、公募増資と同様、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ④ 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ⑤ いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でない判断致しました。
- ⑥ 社債及び借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下します。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 本新株予約権に係る調達資金	1,718,385,250円
本新株予約権の払込金額の総額	18,345,750円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,700,039,500円
② 発行諸費用の概算額	6,022,568円
③ 差引手取概算額	1,712,362,682円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（18,345,750円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（1,700,039,500円）を合算した金額であります。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する差引手取概算額は合計1,712,362,682円となる予定であり、具体的には次の使途に充当する予定であります。なお、実際に充当するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 人材確保（採用）・育成に係る費用	700	2018年6月～ 2019年12月
② 将来のM&A・資本業務提携等の戦略投資に係る資金	300	2019年1月～ 2019年12月
③ 米国子会社の買収に係る金融機関からの短期借入金の一部の返済	712	2018年4月～ 2018年6月

当社は、上記表中に記載の通り資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下の通りです。

①人材確保（採用）・育成に係る費用

当社は、当社が継続して成長をしていく上で、高いスキルを持った人材の確保と従業員の育成が重要な課題と認識しております。IT技術の高度化に対応しつつ、顧客が満足する水準の商品・サービスの提供を続けていくためには、常に高いスキルを持った人材を確保し続ける必要がありますが、現在のIT関連業界においては、働き方改革による企業の旺盛な需要に応えるための人材確保に伴い求人倍率が上昇しているほか、高いIT技術及び関連する技術を有する人材の流動性及び希少性の高さにより、年々採用コストが上昇している状況です。このような環境の下、当社では、コストを抑えつつ優秀な人材を確保すべく、2016年頃よりいわゆるダイレクトリクルーティングやリファラルリクルーティングといった手法を採用し、採用活動を強化しております。また、人材育成に関しても、従業員向けの社内研修制度の充実、及び外部研修の活用等に積極的に取り組んでまいりました。

本リリースは、本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

現在、当社では、マーケティング支援事業の拡大に向け、専任人員の採用・配置を検討しており、当社における今後の採用コストは増加することが見込まれています。また、国内向けの解析ツールサービス領域においては、ディープラーニング等の最先端のAI技術の知見を有する人材が必要であります。そのような人材の市場価値は特に高騰しており、これまで以上に人材確保のための支出を増やしていく必要があります。

このような状況の下、当社は、円滑な人材獲得に対応し、より競争力の高い人材を確保・育成するために必要な費用として本新株予約権の発行により調達する資金のうち、700百万円を充当する予定です。

具体的な内訳としては、開発人員の採用費用及び採用後の1.5年分の人件費として400百万円、各種研修費用等の人材育成費用として100百万円、マーケティング事業の専任人材の採用費用及び採用後の1.5年分の人件費として200百万円を予定しています。

②将来のM&A・資本業務提携等の戦略投資に係る資金

当社では、通常の営業活動によるシェア拡大に加え、経営資源獲得及び更なる業容拡大を企図したM&A・資本業務提携を、成長戦略の一環として積極的に行ってまいりました。

具体的には、2016年1月13日に行った第三者割当により発行した第18回新株予約権の募集により、中国・東南アジア諸国におけるデータ販売権取得・データ収集力の拡大のための企業買収・業務提携・システム開発資金として360百万円を調達致しました。これは主にインバウンド、アウトバウンド事業に資する各ソーシャルメディア企業（メッセージングサービス、動画サイト、掲示板等を運営する企業）との業務提携契約の締結及びデータの利権を獲得することを目的としており、データ自体の付加価値向上に対応するためのものであり、これらの活動は今後も引き続き継続してまいります。

今後は、ビッグデータ活用プレイヤーがマーケティング支援の領域にシフトしていることを背景に、現在の主力事業であるソーシャル・ビッグデータ活用支援領域の強化及び今後の注力事業であるマーケティング支援領域の製品ラインナップ・サービスの拡充を目的としたM&A・資本業務提携を推進していく予定です。具体的には、中国、東南アジア諸国及びインドにおけるデータ分析活用プレイヤーとのM&A・資本業務提携の締結を想定しております。

上記M&A・資本業務提携を通して、当社は、既存事業の強化及び事業領域の拡大と併せて中国、東南アジア諸国及びインドからのソーシャルビッグデータの調達範囲を拡大し、かつ、データの種類を拡充することにより、日本国内だけではなく海外の販売事業者に対しビッグデータを活用したマーケティング支援事業を強化してまいります。

このような状況の下、当社は、将来のM&A・資本業務提携等のために必要な費用として、本新株予約権の発行により調達する資金のうち、300百万円を充当する予定です。

なお、現時点において具体的に計画されているM&Aや資本業務提携はございませんが、今後案件が具体的に決定された場合には、今後の進捗に伴い適時適切に開示致します。

③米国子会社の買収に係る金融機関からの短期借入金の一部の返済

当社は2015年1月21日付で、米国のソーシャルメディアデータ提供事業を営むEffyis, Inc. を買収（以下「本件買収」といいます。）致しました。当時、本件買収に係る対価の総額は、22百万米ドル（1米ドル＝118円として2,596百万円、以下為替レートにつき同じです。）であり、買収の対価のうち2,100百万円を金融機関からの無担保、無保証の短期借入にて支払い、残りを自己資金にて支払いました。

その後当社は、2015年1月7日にSMBC日興証券株式会社を割当先として発行致しました第17回新株予約権の発行及び行使により、1,657,990,700円（手取概算額）の資金を調達し、2015年3月までに金融機関から調達した短期借入金2,100百万円の返済に充当する予定でした。

しかしながら、当社にとって有利な条件で行使要請を行う機会が得られなかったことや、現状の株価水準等を総合的に勘案した結果、第17回新株予約権の発行要項に基づき、残存する第17回新株予約権の全部を取得し消却致しました。よって、この時点で、金融機関へは短期借入金の返済は実行できませんでした。

本リリースは、本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

その後、2016年1月13日に第三者割当により第18回新株予約権の発行を行い、その発行及び行使により調達した資金のうち800百万円を本件買収に係る金融機関からの短期借入金の一部の返済として充当致しました。

本件買収に係る借入金残高は、2017年12月31日現在、744百万円存在致します。当社は、本新株予約権の発行により調達する資金のうち、712百万円を上記買収に係る借入金の返済に充当し、自己資本比率の向上による財務基盤の強化及び財務柔軟性の確保を図ることで、グローバル市場で勝ち抜くための更なる成長に向け、更なる経営基盤の強化を図ります。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。実際に調達した資金の金額が現時点において想定している調達資金の額を上回った場合には、超過分を人件費等の運転資金に使用する予定です。また、現時点において想定している金額の資金を調達できなかった場合や支出予定時期との関係で不足が生じた場合には、当該時点の状況に鑑み別途必要な資金を調達する予定です。本新株予約権の行使により調達した資金は、上記①乃至③の各資金使途のうち、支出時期が到来したものから、順次充当致します。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、本資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるモルガン・スタンレーMUFG証券との間で締結する予定の本第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（代表者：野口真人、住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号）（以下「プルータス」といいます。）に依頼しました。プルータスは、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるモルガン・スタンレーMUFG証券との間で締結する予定の本第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、当社株式の流動性を勘案し、本新株予約権の価値算定を実施しております。価値評価に当たっては、①割当予定先は随時行使許可申請を行い、株価水準に留意しながら、株価が下限行使価格を上回っている場合において、権利行使期間に、資金支出計画をもとに想定される支出期間にわたって一様に分散的な行使がされること、②当社は資金調達のために株価水準に留意しながら、株価が下限行使価格を上回っている場合において、割当予定先から行使許可申請を受けた場合は、基本的に行使許可を行い、取得条項の発動は想定しないことなどを仮定して評価を実施しております。当社は、当該評価を参考にして、本新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価額と同額となる金750円と決定致しました。

本新株予約権の払込金額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である当該評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断致しました。

なお、当社監査役3名全員（うち社外監査役3名）から、本新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数は2,446,100株（議決権数24,461個）であり、2017年12月31日現在の当社発行済株式総数13,166,800株及び議決権数128,839個を分母とする希薄化率は18.58%（議決権ベースの希薄化率は18.99%）に相当します。

なお、①割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ②当社が本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る割当後の所有株式数は2,446,100株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は15.96%となる見込みです。

また、2018年2月26日開催の当社取締役会決議において同時に決議した第20回新株予約権証券（以下「第20回新株予約権」といいます。）がすべて行使された場合に増加する株式数と本新株予約権がすべて行使された場合に増加する株式数とを合算すると2,946,100株となり、最大で22.38%（当社議決権総数に対し22.87%）の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、①本新株予約権は原則として当社の行使許可をもって当初行使価額で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、②本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述の資金使途に充当することで、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、割当予定先が本新株予約権の全部を行使して取得した場合の2,446,100株を行使期間である約2年間にわたって売却するとした場合の1取引日当たりの平均数量が約4,892株であることから、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高511,400株と比較して、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

割当予定先

(1) 名称	モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ジョナサン B. キンドレッド
(4) 事業内容	金融商品取引業
(5) 資本金	62,149百万円（2017年9月30日現在）
(6) 設立年月日	昭和59年4月16日（モルガン・スタンレー・インターナショナル・リミテッド東京支店の設立日）
(7) 発行済株式数	100,000株（2017年9月30日現在）
(8) 決算期	3月31日
(9) 従業員数	671名（2017年3月31日現在、契約社員及び使用人兼務役員を含む。）
(10) 主要取引先	機関投資家、政府機関、事業法人及び金融法人
(11) 主要取引銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行
(12) 大株主及び持株比率	MM パートナーシップ 88.51% モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社 0.05%

本リリースは、本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(13) 当事会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期
純資産	146,010	152,883	166,587
総資産	6,788,814	6,181,891	7,323,971
1株当たり純資産(円)	1,648,535.49	1,726,133.74	1,880,859.64
純営業収益	98,333	91,801	103,526
営業利益	32,602	33,613	42,632
経常利益	35,330	33,718	42,506
当期純利益	20,416	21,970	29,017
1株当たり当期純利益(円)	230,648.45	248,204.96	327,815.04
1株当たり配当金(円)	115,325.00	124,107.00	163,910.00

※ 割当予定先であるモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社は東京証券取引所の取引参加者であり、また、その親会社であるモルガン・スタンレーの株式は、ニューヨーク証券取引所に上場されております。モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社は金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しており、また日本証券業協会をはじめとする日本国内の協会等に加盟しております。

モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社は、反社会的勢力に対する基本方針を定め、かかる基本方針をホームページにおいて公表しております。また、当社は、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社がかかるとの反社会的勢力に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するためのコンプライアンス体制を確立していることを、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社からのヒアリング等により確認しております。

以上を踏まえ、当社は、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及びその役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、今回の資金調達にあたり、割当予定先であるモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社のほか、国内外の金融機関に相談し、資金調達方法の説明や提案を受け、当該提案の内容を含め、公募増資、MSCB、金融機関からの借入れ等の各資金調達方法について、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(2) 資金調達方法の選択理由」に記載の通り検討致しました。公募増資につきましては、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、MSCBにつきましては、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、さらに、借入れにつきましては、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること等、当社のニーズに合致するものではありませんで

した。その結果として、当社は、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら成長のための必要資金を調達できるという点並びに当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社のニーズに最も合致すると判断しました。

当社は、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社が当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、同社が国内外に厚い投資家顧客基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されることから、同社を割当予定先として選定致しました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員であるモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権の割当予定先であるモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社と締結する本第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。また、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭による報告を受けております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、割当予定先と締結する本第三者割当て契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等（同規則に定める意味を有する。以下同じ。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置（割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けており、割当予定先の2017年3月期の有価証券報告書及び2018年3月期の第3四半期報告書に記載されている財務諸表により、同社が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、株券貸借契約を締結する予定はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2017年12月31日現在)		
氏名	持株数 (株)	持株比率 (%)
内山幸樹	2,550,000	19.37%
株式会社SBI証券	489,700	3.72%
株式会社ホットリンク	280,000	2.13%
中村二三夫	250,000	1.90%
松井証券株式会社	229,400	1.74%
合同会社UK	183,500	1.39%
楽天証券株式会社	181,900	1.38%
シナジーマーケティング株式会社	140,000	1.06%
小池秀之	134,000	1.02%
鈴木智博	134,000	1.02%

- (注) 1. 本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。
2. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による2018年12月期の当社の業績に与える影響は、軽微であります。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (連結)

(単位：千円)

	2014年12月期	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期
売上高	1,028,177	2,439,340	2,187,441	2,583,084
税引前利益又は税引前損失 (△)	140,710	60,320	△671,617	94,457
親会社の所有者に帰属する 当期利益又は当期損失 (△)	76,970	18,907	△639,959	141,013
親会社の所有者に帰属する 当期包括利益	76,970	42,865	△761,743	145,377
親会社の所有者に帰属する 持分	1,382,973	1,461,814	1,890,451	2,560,229
総資産額	3,276,647	4,745,866	4,329,877	4,591,781
1株当たり親会社所有者帰 属持分 (円)	142.05	147.86	155.71	198.67
基本的1株当たり当期利益 又は基本的1株当たり当期 損失 (△) (円)	7.91	1.93	△54.40	11.31

- (注) 1. 当社は、2014年3月1日付で株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、2014年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的1株当たり当期利益又は基本的1株当たり当期損失を記載しております。
2. 2017年12月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2018年1月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	13,182,100株	100.0%
現時点の転換価額 (行使価額) に おける潜在株式数	161,000株	1.22%
下限値の転換価額 (行使価額) に おける潜在株式数	—	—
上限値の転換価額 (行使価額) に おける潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数であります。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	13,182,100 株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）に おける 潜 在 株 式 数	2,607,100 株	19.78%
下限値の転換価額（行使価額）に おける 潜 在 株 式 数	2,607,100 株	19.78%
上限値の転換価額（行使価額）に おける 潜 在 株 式 数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期
始 値	1,116 円	564 円	483 円
高 値	1,357 円	755 円	825 円
安 値	479 円	410 円	433 円
終 値	554 円	480 円	815 円

② 最近6か月間の状況

	2017年 9月	10月	11月	12月	2018年 1月	2月
始 値	628 円	595 円	639 円	684 円	823 円	755 円
高 値	631 円	672 円	765 円	825 円	879 円	844 円
安 値	544 円	568 円	584 円	607 円	740 円	609 円
終 値	586 円	633 円	682 円	815 円	757 円	695 円

(注) 2018年2月の株価については、2018年2月23日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2018年2月23日
始 値	681 円
高 値	697 円
安 値	680 円
終 値	695 円

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当による新株式発行

払込期日	2016年1月29日
調達資金の額	490,051,500円(差引手取概算額)
発行価額	545円
募集時における発行済株式数	9,886,500株
当該募集による発行株式数	1,097,000株
募集後における発行済株式数	10,983,500株
割当先	O a kキャピタル株式会社 セールスフォース・ドットコム社 合同会社UK 石黒不二代
発行時における当初の資金使途	財務体質の強化を目的としたエフィス社買収に係る金融機関からの短期借入金の一部の返済
発行時における支出予定時期	2016年3月
現時点における充当状況	財務体質の強化を目的としたエフィス社買収に係る金融機関からの短期借入金の一部返済へ全額充当済であります。

②第三者割当による第18回新株予約権の発行

割当日	2016年1月29日
発行新株予約権数	20,276個
発行価額	新株予約権1個当たり400円
発行時における調達予定資金の額(差引手取概算額)	1,113,152,400円
割当先	O a kキャピタル株式会社 合同会社UK 石黒不二代
募集時における発行済株式数	9,886,500株

本リリースは、本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

当該募集による潜在株式数	2,027,600 株
現時点における行使状況	行使済新株予約権数：20,276 個 (残新株予約権数 0)
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	1,113,152,400 円
発行時における当初の資金使途	① 中国・東南アジア諸国におけるデータ販売権取得・データ収集力の拡大のための企業買収・業務提携・システム開発 ② インバウンド消費市場向け等新製品・サービスのためのシステム開発・企業買収 ③ 財務体質の強化を目的としたエフィス社買収に係る金融機関からの短期借入金の一部の返済
発行時における支出予定時期	① 2016年2月～2018年1月 ② 2016年2月～2018年1月 ③ 2016年3月
現時点における充当状況	① については、未だ充当しておりません。 ② については、予兆発見システムの開発、分析エンジンの多言語化、分析エンジンの多言語化多種データ対応にかかる 150 百万円については充当済であります。 ③ については、全額充当済であります。

以 上

(別紙)

株式会社ホットリンク第19回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社ホットリンク第19回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間
2018年3月14日
3. 割当日
2018年3月14日
4. 払込期日
2018年3月14日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,446,100株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
24,461個
8. 各本新株予約権の払込金額
金750円（本新株予約権の目的である株式1株当たり7.5円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初695円とする。

本リリースは、本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

10. 行使価額の修正

第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が487円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、

調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
2018年3月15日から2020年3月16日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり750円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本

新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり 750 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり 750 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 750 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、2018 年 2 月 23 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 恵比寿支店
東京都渋谷区恵比寿南一丁目 1 番 1 号

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上